

# 森林整備工事における 月単位の週休2日制度の導入について

島根県 農林水産部 森林整備課  
森林基盤整備・防災対策室 治山係

## 月単位の週休2日制度の導入について

### 【背景】

林野庁の週休2日工事の取組が、令和7年4月より  
変更となったことを踏まえ、  
**月単位の週休2日制度**を導入し、  
**林業事業者のさらなる労働環境の改善**  
を図ります

# 月単位の週休2日制度の導入について

## 月単位の週休2日とは

対象期間において、**全ての月**で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいいます。

なお、対象期間全体で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態を「**通期の週休2日**」といいます。(現行の週休2日)

## 制度概要

- ・「(通期)4週8休以上」の補正係数を減じ、「**月単位4週8休以上**」の補正係数を新設します。現場閉所の達成状況に応じた、補正係数で積算を行います。

月単位4週8休以上		通期4週8休以上	( ): 現行補正係数
労務費	1.04	労務費	1.02 (1.05)
機械経費(賃料)	1.02	機械経費(賃料)	1.02 (1.04)
共通仮設費	1.03	共通仮設費	1.02 (1.04)
現場管理費	1.05	現場管理費	1.03 (1.06)

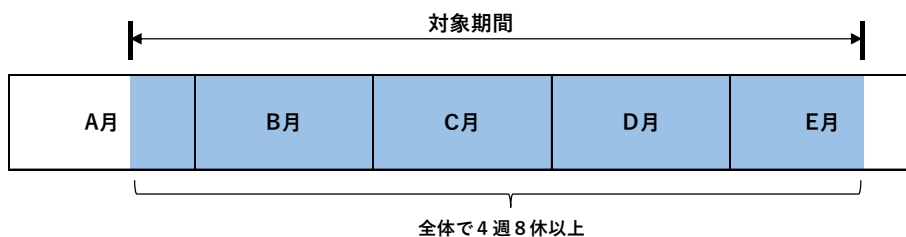
- ・これまでの4週6休以上、4週7休以上の補正係数は廃止

## 適用時期

**令和7年10月1日**以降発注する工事(積算基準の定期改定と同時期)

# 月単位の週休2日制度の導入について

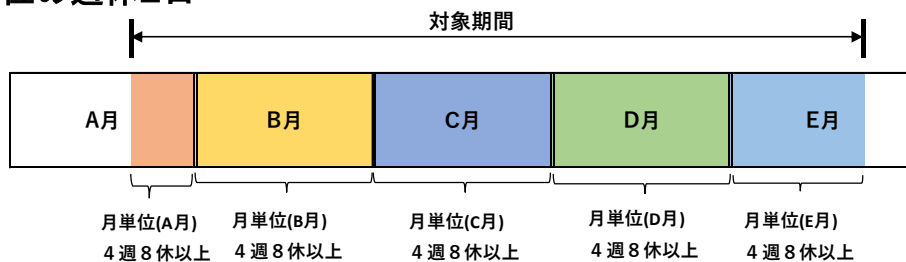
## ■ 現行



4週8休以上⇒**対象期間全体(通期)**で4週8休以上(28.5%以上)の現場閉所率

## ▼ 月単位の週休2日の導入

## ■ 月単位の週休2日



月単位4週8休以上⇒**全ての月**で4週8休以上(28.5%以上)の現場閉所率

※ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす

# 月単位の週休2日制度の導入について

## ■発注方式：受注者希望型

〈積算方法〉

- ・予定価格は「補正なし」で発注
- ・精算時に実施状況に応じた変更を行う(月単位or通期or補正なし)
- ・4週6休と4週7休の補正係数は廃止する

※赤字下線・・・今回改定箇所

4

# 月単位の週休2日制度の導入について

## ■週休2日補正係数について

補正係数		月単位 4週8休以上	通期 4週8休以上	通期 4週7休以上 4週8休未満	通期 4週6休以上 4週7休未満	補正なし
現行	受注者希望型 (現場閉所)	-	労務費 1.05	労務費 1.03	労務費 1.01	労務費 1.00
		-	機械経費(賃料) 1.04	機械経費(賃料) 1.03	機械経費(賃料) 1.01	機械経費(賃料) 1.00
		-	共通仮設費 1.04	共通仮設費 1.03	共通仮設費 1.02	共通仮設費 1.00
		-	現場管理費 1.06	現場管理費 1.04	現場管理費 1.03	現場管理費 1.00
← 現場閉所状況に応じて精算時に変更						
R7.10.1 以降	受注者希望型 (現場閉所)	労務費 1.04	労務費 1.02	-	-	労務費 1.00
		機械経費(賃料) 1.02	機械経費(賃料) 1.02	-	-	機械経費(賃料) 1.00
		共通仮設費 1.03	共通仮設費 1.02	-	-	共通仮設費 1.00
		現場管理費 1.05	現場管理費 1.03	-	-	現場管理費 1.00
← 現場閉所状況に応じて精算時に変更						

5